

令和8年2月17日

短期入所生活介護事業所の管理者 様

新潟県福祉保健部高齢福祉保健課長

令和8年度の「看護体制加算」の届出における留意点について

短期入所生活介護の「看護体制加算」については、老企第36号厚労省通知のとおり、前年度実績を基に翌年度の要件が決定される場合もあることから、必要に応じて届出等を行うこととなります。

については、①既に看護体制加算を算定しており、令和8年4月1日以降も当該加算を算定しようとする事業所、②令和8年4月1日から新たに看護体制加算を算定しようとする事業所のいずれかに該当する事業所は、下記事項に留意の上、必要に応じて届出を行ってください。（加算内容に変更がない場合は届出不要です。）

記

1 加算（Ⅲ）及び（Ⅳ）の要介護3以上の利用者の割合について

(1) 「1月当たりの実績の平均」は、「前年度（3月を除く。）実績」又は「届出日の属する月の前3月の実績（以下、「直近3月の実績」という。）のいずれかで算出すること。算出にあたっては、「利用実人員数」又は「利用延人員数」を用いて算定するものとし、要支援者に関しては人員数に含めないこと。

なお、「前年度（3月を除く。）実績」とは、令和7年4月1日から令和8年2月28日までの間（11ヶ月間）における実績をいうものであること。

(2) 「前年度（3月を除く。）実績」により割合を算出する場合は、当該短期入所生活介護事業所の事業実施（予定）期間が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間（12ヶ月間）において、6月以上ある場合のみ可能であること。

したがって、事業実施（予定）期間が6月未満の事業所は、「直近3月の実績」により割合を算出すること。

2 体制等届出書の提出の有無について

(1) 既に看護体制加算（Ⅲ）及び（Ⅳ）を算定している事業所

- ア 令和8年度も継続して現在算定している加算を算定する場合は、手続きは**不要**であること。
- イ 看護体制加算を算定しない場合は、速やかに体制等届出書を県に提出すること。

(2) 新たに前年度（3月を除く。）実績により令和8年4月1日から看護体制加算を算定する事業所

令和8年4月1日までに体制等届出書を県に提出すること。

3 その他

(1) 体制等届出書の様式について

体制等届出書の様式については、県ホームページに掲載していますので、そちらをご覧ください。

- 「分野別」 → 「健康・福祉」 → 「高齢者・障害者・福祉」
 - 「介護保険制度・事業者情報」
 - 「介護保険サービスに関するお知らせ」
 - 「介護報酬算定に関すること」
 - 「介護給付費算定に係る体制等届出書について」

(2) 提出方法について

厚生労働省「電子申請届出システム」により提出願います。詳しくは、県ホームページを参照してください。

介護保険事業者指定手続きのオンライン化について

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kourei/kaigodenshi.html>

(3) 上記のほか、看護体制加算の算定要件等については、報酬告示等で確認してください。

担当：高齢福祉保健課介護サービス係
電話：025-280-5193